

# 琴浦町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 琴浦町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (供用開始後 23年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用企業
処理区域内人口密度	5.3 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	流域下水道等への接続なし
処理区数	9区域 倉坂区域、伊勢崎区域、川東区域、古布庄東区域、上郷区域 古布庄北区域、古布庄南区域、以西区域、山川木地区域		
処理場数	9箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施していません。		

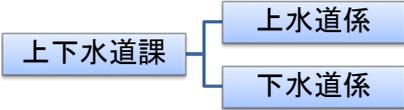
#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用人数	基本料 (2,160円)	人数割 (1人あたり540円)	使用料金 (月額)			
	0人	2,160円	0円	2,160円			
	1人	2,160円	540円	2,700円			
	2人	2,160円	1,080円	3,240円			
	3人	2,160円	1,620円	3,780円			
	...	...	...	...			
	n人	2,160円	n × 540円	基本料と人数割の 合計額			
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用水量	基本料金 (2,160円)	10m <sup>3</sup> を超える分 (1m <sup>3</sup> あたり162円)	使用料金 (月額)			
	0m <sup>3</sup>	2,160円	0円	2,160円			
	5m <sup>3</sup>	2,160円	0円	2,160円			
	10m <sup>3</sup>	2,160円	0円	2,160円			
	15m <sup>3</sup>	2,160円	810円	2,970円			
	20m <sup>3</sup>	2,160円	1,620円	3,780円			
	...	...	...	...			
n m <sup>3</sup>	2,160円	(使用水量-10m <sup>3</sup> ) × 162円	基本料金と 超過料金の合計額				
その他の使用料体系の 概要・考え方							
条例上の使用料*1 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成27年度	3,780	円	実質的な使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成27年度	3,075	円
	平成26年度	3,780	円		平成26年度	3,147	円
	平成25年度	3,675	円		平成25年度	2,907	円

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成29年3月1日現在、上下水道課下水道係では、上下水道課長以下6人の職員がおり、公共下水道事業をはじめとする、下水道事業に携わっています。
事業運営組織	 <pre> graph LR     A[上下水道課] --- B[上水道係]     A --- C[下水道係]             </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守点検業務、水質検査業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *3	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *4	実施していません。

\*3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成28年度に策定・公表した、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付します。                  経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>
--

## 2. 経営の基本方針

本町は、昭和25年(1950年)の27,173人をピークに人口減少が進行し、平成29年(2017年)1月時点ではピーク時の66%となる18,000人まで減少しています。本町の将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計によれば、平成52年(2040年)には12,702人、平成72年(2060年)には9,297人になるとされています。人口減少による地域経済へのダメージは更なる人口流失を引き起こし、生産年齢人口が減少することで税収も減少、十分な住民サービスの実施が困難になることが懸念されます。

人口の減少は下水道事業では解決困難な外的要因であり、使用料収入の減少につながる大きな問題となります。下水道事業は地域住民の生活に欠かすことのできない重要な生活インフラであるため、将来世代にわたり、良質な下水道サービスを提供するため、下記の3つの基本方針の下、下水道事業運営を行います。

### ■安全・安心・快適な生活環境の提供

下水道未整備区域の整備を進め、全ての住民に安全・安心・快適な生活環境を提供します。

### ■下水道サービスの持続的な提供

計画的な整備や維持管理を行い、将来世代にわたり、良質な下水道サービスを提供します。

### ■経営基盤の強化

独立採算制を原則とした企業体であるため、コストの削減、経営の効率化に努め、適正な事業運営に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ■投資の目標に関する事項

農業集落排水事業の整備は既に完了しているため、計画的な修繕を行うことを目標とします。

#### ■管渠、処理場の建設・更新に関する事項

平成29年度に道路改良工事に伴う、布設替え工事を計画しています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ■財源の目標に関する事項

接続率の向上、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を極力減らすことを目標とします。

#### ■使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

農業集落排水事業の整備は既に完了していること及び人口減少により使用料収入の増加は見込まれません。接続率の向上、使用料収納の徹底に努め、計画期間中は横ばいとする計画としています。

使用料の見直しに関しては、消費増税に伴う改定を含め、定期的な見直し検討を行います。

#### ■企業債に関する事項

既に整備が完了しているため、起債の計画はありません。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ■職員給与費に関する事項

農業集落排水事業において、職員給与費の計上はありません。

#### ■動力費に関する事項

過去5年間の動力費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■薬品費に関する事項

過去5年間の薬品費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■修繕費に関する事項

過去5年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

#### ■委託費に関する事項

過去3年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、本町に見合った施策を随時検討します。
投資の平準化に関する事項	投資の平準化につながる取り組みを、随時検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどは計画していませんが、国や他団体の動向を注視し、随時検討します。
その他の取組	本町の汚水処理人口普及率は、鳥取県の平均を下回っているため、汚水処理人口普及率の向上に向け、鋭意整備を進めます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	消費増税に伴う改定を含め、4-5年ごとに使用料改定の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	採算性を念頭に置き、本町の諸条件に見合った取り組みを随時検討します。
その他の取組	農業集落排水事業の接続率は86.1%であり、対事業と比べると高い状況ですが、引き続き接続促進に努め、財源の確保に努めます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	国や他団体の動向を注視し、業務の効率化やコスト削減につながる取り組みを随時検討します。
職員給与費に関する事項	事業内容等の変更に合わせて、職員数の増減を随時検討します。
動力費に関する事項	コスト削減につながる取り組みを随時検討します。
薬品費に関する事項	コスト削減につながる取り組みを随時検討します。
修繕費に関する事項	ライフサイクルコスト低減のため、中長期的な修繕計画を随時検討します。
委託費に関する事項	採算性を念頭に置き、業務効率の向上やコスト削減につながる取り組みを随時検討します。
その他の取組	

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、5年ごとを目処に見直し(ローリング)を行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表

鳥取県 琴浦町

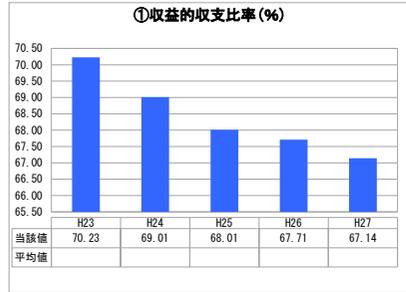
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	20.66	100.00	3,780

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
18,174	139.97	129.84
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,731	6.99	533.76

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

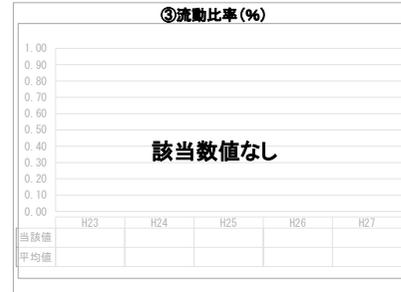
## 1. 経営の健全性・効率性



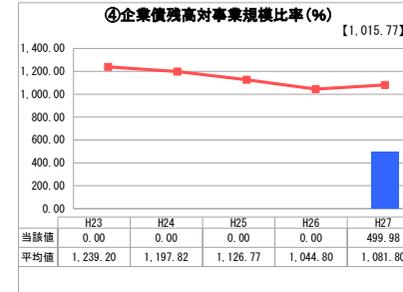
「単年度の収支」



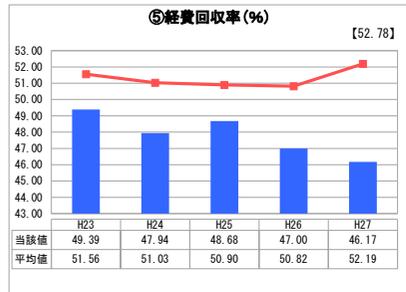
「累積欠損」



「支払能力」



「債務残高」



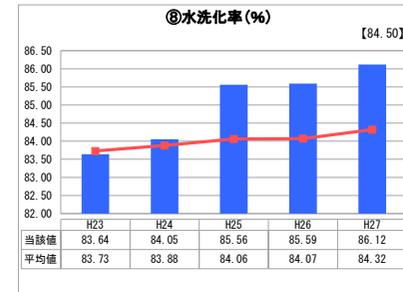
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

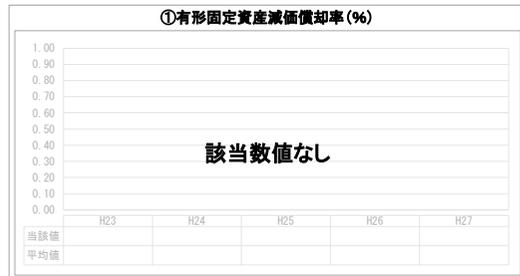


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析概

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率、経費回収率がともに100%を大きく割り込み、右肩下がりの傾向である。今後は元利償還金は低減していくものの、施設の修繕、更新費が増加することが見込まれる。  
水洗化率は若干増加傾向にあるが、人口減少により施設利用率が低下傾向にある。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始は平成5年度であり管渠の計画的な更新は行っていない。処理施設は老朽設備を事後保全で修繕、更新している。  
今後は施設全体の維持管理方針を定め、計画的な点検、調査、更新を行う必要がある。

### 全体総括

接続率向上のため未接続世帯に対する接続促進の通知等を行い使用料の増加を図る。  
維持管理費については、契約・購入方法・汚泥処理法など見直し、費用の削減に努めるとともに、施設の計画的な点検、調査、更新を行いライフサイクルコストを最小化する取組みが必要となる。  
経費削減は必須であるが、人口減少による使用料収入の減少と施設老朽化による修繕、更新費用の増加が見込まれるため、施設の統廃合を含めた経営の健全化を検討していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	179,453	179,602	175,943	171,984	167,313	165,120	163,419	160,808	157,160	150,717	143,378	131,910	117,832	
		(1) 営 業 収 益 (B)	45,205	45,270	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120
		ア 料 金 収 入	45,205	45,270	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	134,248	134,332	130,823	126,864	122,193	120,000	118,299	115,688	112,040	105,597	98,258	86,790	72,712
		ア 他 会 計 繰 入 金	134,248	134,332	130,822	126,863	122,193	120,000	118,299	115,688	112,040	105,597	98,258	86,790	72,712
	イ そ の 他			1	1										
	2 総 費 用 (D)	102,234	100,017	95,645	86,937	83,009	79,001	74,910	70,747	66,606	62,555	58,783	55,414	52,443	
		(1) 営 業 費 用	43,684	45,239	44,741	39,947	39,987	40,027	40,067	40,107	40,147	40,187	40,227	40,267	40,307
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	43,684	45,239	44,741	39,947	39,987	40,027	40,067	40,107	40,147	40,187	40,227	40,267	40,307
		(2) 営 業 外 費 用	58,550	54,778	50,904	46,990	43,022	38,974	34,843	30,640	26,459	22,368	18,556	15,147	12,136
ア 支 払 利 息		58,550	54,778	50,904	46,990	43,022	38,974	34,843	30,640	26,459	22,368	18,556	15,147	12,136	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	77,219	79,585	80,298	85,047	84,304	86,119	88,509	90,061	90,554	88,162	84,595	76,496	65,389		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	85,782	87,950	86,526	88,440	84,959	84,357	83,959	83,322	82,376	80,547	78,373	74,800	70,306	
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	85,252	87,277	86,468	85,232	84,901	84,299	83,901	83,264	82,318	80,489	78,315	74,742	70,248
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金	530	673	58	3,208	58	58	58	58	58	58	58	58	58	
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	162,912	167,558	168,153	173,488	169,263	170,476	172,468	173,383	172,930	168,709	162,968	151,296	135,695	
		(1) 建 設 改 良 費				6,650									
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	162,796	167,500	168,075	166,780	169,205	170,418	172,410	173,325	172,872	168,651	162,910	151,238	135,637
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		116	58	78	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 77,130	△ 79,608	△ 81,627	△ 85,048	△ 84,304	△ 86,119	△ 88,509	△ 90,061	△ 90,554	△ 88,162	△ 84,595	△ 76,496	△ 65,389		

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	89	△ 23	△ 1,329	△ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	1,614	1,702	1,329	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,703	1,679	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		350											
実 質 収 支	黒 字 (P)	1,703	1,329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率	( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	68	67	67	68	66	66	66	66	66	65	65	64	63
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	45,205	45,270	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	45,205	45,270	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120	45,120
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	2,476,081	2,308,581	2,140,506	1,973,726	1,804,521	1,634,103	1,461,693	1,288,368	1,115,496	946,845	783,935	632,697	497,060

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		134,248	134,332	130,822	126,863	122,193	120,000	118,299	115,688	112,040	105,597	98,258	86,790	72,712
うち基準内繰入金		120,503	122,151	122,570	121,626	122,193	120,000	118,299	115,688	112,040	105,597	98,258	86,790	72,712
うち基準外繰入金		13,745	12,181	8,252	5,237									
資 本 的 収 支 分		85,252	87,277	86,468	85,232	84,901	84,299	83,901	83,264	82,318	80,489	78,315	74,742	70,248
うち基準内繰入金		48,349	47,321	46,375	45,448	44,539	43,648	42,775	41,920	41,082	40,260	39,455	38,666	37,893
うち基準外繰入金		36,903	39,956	40,093	39,784	40,362	40,651	41,126	41,344	41,236	40,229	38,860	36,076	32,355
合 計		219,500	221,609	217,290	212,095	207,094	204,299	202,200	198,952	194,358	186,086	176,573	161,532	142,960